

【ユニフォーム着用基準について】

ユニフォーム等着用基準について 日本ソフトテニス連盟規定（30年6月改訂抜粋）は、以下のとおりです。

1. ユニフォーム

男子の場合、ゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、女子の場合、ワンピースまたはゲームシャツと裾が膝より上のパンツ、スカートとする。

※Tシャツ及びジーンズはユニフォームとして認めない。

2. シューズ

ソフトテニスに適し、テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

（ウェアに関する特例）

- （1）オーバーウェア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。
- （2）アンダーウェア（長袖を含む）及びスパッツの着用については、単色の製品を原則とする。

（ユニフォームの加工について）

- ・27年度の全国選抜大会より上半身着用のユニフォームについては一切加工を認めない。（ワッペン、個人名の刺繍等を認めない。）
- ・下半身着用のユニフォームのロゴ等については、はがき大の大きさの校名・校章に限り認める（ただし、位置については全面及び側面に限る。）

【長崎県高体連ソフトテニス専門部規定】

- ・長袖アンダーウェア・スパッツの着用について認める。

※着用については単色のものに限る。（軽微なステッチは認めるが、模様やマークは不可）

- ・長崎県独自の大会においては競技上の注意等に記載し、連絡する。